

令和6年度第2回習志野市市民協働子ども発達支援推進協議会 議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(月) 午後2時00分～4時05分

2. 開催場所 サンロード津田沼6階 大会議室

3. 出席者

【会 長】 千葉大学 教育学部 准教授 真鍋 健
【副会長】 植草学園短期大学 子ども未来学科 准教授 田村 光子
【委 員】 習志野ダウン症児者親の会 あひるの会 会長 小林 紳一
秋津まちづくり会議(書記)執行役員 吉野 春枝
津田沼北部連合町会 会長 鷺見 高志
習志野市立大久保小学校 元校長
習志野市立谷津南小学校 教育相談員 早山 美生
千葉県立習志野特別支援学校 校長 川崎 洋子
習志野肢体不自由児・者 父母の会 あじさいの会 会長 小野寺 明美
習志野市自閉症協会 副会長 早川 早苗
NPO 法人 じょいんと 理事長 松井 秀明
健康支援課 主幹 伊藤 千佳子
障がい福祉課 課長 北田 順一
こども政策課 課長 奥山 昭子
こども保育課 課長 志摩 豊
ひまわり発達相談センター 所長 内村 幸輔
指導課 課長 利根川 賢
総合教育センター 所長 江住 敏也 代理 指導主事 矢野 友香里
(欠席 1名)

【事務局等】

こども部 部長 佐々木 博文、次長 相澤 慶一
ひまわり発達相談センター 主任指導員 橋詰 信一郎、主査 清田 直子
主査補 田中 真由美、主任技師 竹内 涉
主任主事 深澤 佑子、主事補 山岡 恒佑
三木 のりこ
発達支援サポートネットワーク会議会長 こども部主査 布施 恵子
発達支援サポートネットワーク会議副会長 学校教育部指導課 指導主事 関 陽介

4. 議題

次第参照

5. 会議資料

資料1 習志野市子ども発達支援施策一覧表

資料2 令和6年度第2回発達支援サポートネットワーク会議 議事記録

資料3 令和6年度第2回発達支援サポートネットワーク会議議事録補助資料

資料4 ひまわり発達相談センター新リーフレット

資料5 広報習志野「ひまわり職員のひとりごと(言語聴覚士・保育士編)」

資料6 ひまわり職員のひとりごと (第4話)チラシ

資料7 令和6年度発達支援研修公開講座報告書

当日資料1 会議次第

当日資料2 (仮称)習志野市こども計画に基づいた「習志野市こども発達支援施策一覧表」

当日資料3 5歳児健康診査の実施について

当日資料4 個別支援計画について

6. 議事内容

(1) 会議の公開

会議は原則公開だが、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮ることが決定される。

(2) 会議録の作成等

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名および所管課名を記載したうえで、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開することが決定される。

(3) 会議録署名委員の指名

真鍋 健 会長より、吉野 春枝 委員、川寄 洋子 委員が指名される。

(4) 協議

【事務局(ひまわり発達相談センター主任指導員)橋詰 信一郎】

令和6年7月11日に実施した第1回会議で協議された内容の振り返りを行う。第1回協議会では、これまでの「本市のこども発達支援施策」の取り組みについて、国の動向や本協議会の経過を踏まえた説明をした。令和6年度の目標として、発達支援施策の推進に向けた「習志野市発達支援施策一覧表」の作成を目指すことを伝えた。

「発達支援施策一覧表」を作成する理由としては、本市の発達支援に関する事業を洗い出すこと、関係者で現状把握を行い共通理解するとともに更なる発展のために課題やその対策を探っていくこと、関係機関同士の関係性を整理し庁内連携体制の強化を目指すこと、である。第1回会議では、事務局が作成した「発達支援施策一覧表」及び「発達支援施策推進に向けた中期計画(3年間の計画)」を提示した。

「一覧表」については、「実施している内容がわかり、一般の方が見ても参考になる」「保護者が見て、自分自身がどこに当てはまるのか当事者はわかりにくい」などの意見が出た。今回の「発達支援施策一覧表」は、市の発達支援に関する事業の現状把握を行い、課題の抽出をするための資料となる。また、「関係機関同士の連携がスムーズなのか、連携の質的な部分の現状把握が必要である」といった「連携」に関する意見も出た。

次に「中期計画」については、令和7年度から子ども・子育て支援事業計画が『(仮

称)習志野市こども計画』として引き継がれるため、次期計画と整合性がとれた形が望ましい。」との意見が出た。その後、事務局内で一覧表のまとめ方を検討し、現行の『子ども・子育て支援事業計画』に基づいた一覧表の作成に至った。これが資料1の「習志野市発達支援施策一覧表」となる。現在、次期計画である『(仮称)習志野市こども計画』の策定作業がパブリックコメントを終え、最終段階に入っている。来年度からは、「(仮称)習志野市こども計画に基づいた習志野市発達支援施策一覧表」を使用し、協議を進める予定である。

今回の会議では、新旧の計画を基にした2つの一覧表を見ながら協議を進める。まず、現行の計画である「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の基本視点であるが、「自律力」「家庭力」「地域力」の3点に分けている。こちらの項目は、次期計画においても、引き続き使用されている。続いて、「自律力」「家庭力」「地域力」について説明する。「自律力」とは、「子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む」ことを目標にしており、関連した事業を抽出している。「家庭力」は、「家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ」ことを目標にしている。計画の中では、この「家庭力」の中に、「支援が必要な子どもに対する支援の充実」や「発達支援の充実」が盛り込まれている。「家庭力」の各事業は、大まかにカテゴリー毎に分けて掲載した。上段から見ると、40番～75番までは「相談に関する事業」、52番～75番までは「情報提供に関する事業」、80番～87番までは「手当・給付について」、乳幼児期の72番～76番、学齢期の70番、71番は、「所属先関連事業」、75番の個別支援計画とライフサポートファイルは「情報共有」、30番～88番までは、「周知・啓発関係」、77番は「発達支援施策推進に関すること」で、本協議会はこれに当てはまる。「地域力」は、地域での見守り等の支援の輪を広げることである。子どもや親が安心して生活し、1人にならない子育てを営むことで「地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ」ことを目標にしており、各事業が展開されている。

【(発達支援サポートネットワーク会議会長 こども部主査)布施 恵子 委員】

令和6年度第2回習志野市発達支援サポートネットワーク会議の報告を行う。

資料3の令和6年度第2回サポートネットワーク会議議事録補助資料は、議事録の内容を課ごとにまとめたものとなっている。現行の事業計画をもとに作成した習志野市子ども発達支援施策一覧表の各課の取り組みを、①具体的な取り組み内容②他機関との連携状況③発達支援施策に結びつけられる取り組み、の3つに分類し、協議を進めてきた。まず、①各課の具体的な取り組み内容についての説明を行う。

健康支援課は、集団健診や個別健診を通して、9割以上の子どもが受診できており、保護者等相談の機会としている。必要な家庭には訪問、または所内相談を行うことで、情報提供や専門的な指導について、個別に対応している。

障がい福祉課は、就学予定の児童の保護者を対象として、「放課後等デイサービスを知らう会」を開催した。放課後等デイサービス事業所職員の協力のもと、申請から受給者証発行までの流れや、事業所を選ぶポイントについて説明をした。好評であったため、来年度以降も開催を検討したいとのことであった。次に、障がいを抱える人に対する理解や啓発に関する事業では、きらっといっぽの会と合同で「あたたかく見守ってください」のポスターを作成した。また、教育委員会を通じ、市内公立中学校へ啓発チラシを配布し、授業等で取り上げてもらうよう依頼したとのことであった。

教頭会からは、子ども同士の触れ合いや保護者同士の交流の場、育児情報などの提供を行い、地域における子育て支援の充実に努めているとの報告があった。

児童育成課からは、放課後児童会において、集団生活が難しい子どもに対して、加配職員を配置しているという報告があった。

ひまわり発達相談センターは、教育委員会と協議の上、令和5年4月から主に就学前児童とその保護者を対象とする方針となった。その結果、電話相談から1ヶ月程度で初回相談に繋がるようになったとのことである。情報提供の充実として、ひまわり発達相談センターの新しいリーフレットを作成したので、今年度は各施設へ配布、次年度は所属園・所を通じて一人一人に配布する予定である。乳幼児個別支援計画については、年長児の情報が就学後に確実に伝わるように、就学前施設と小学校との間で引き継ぎを実施している。巡回相談事業では、民間保育施設の増加により、巡回相談を希望する施設が増えてきたため、訪問の機会を増やしている。最近の傾向としては、共働き家庭の増加で、時間の都合がつかない、センターまで行くことが難しいなどの理由から、巡回相談で保護者相談も併せて希望するケースが増えているとのことであった。

指導課は、乳幼児個別支援計画から個別の教育支援計画への移行について、各校に来年度入学するリストをもとに、確実に内容を引き継げるように働きかけているとのことであった。また、新小学1年生を対象とした、特別な支援を希望する保護者向けの小学校入学説明会については、総合教育センターと連携し、年中時に1回、年長時に2回の計3回説明会を実施し、保護者の意識や関心を高めているとのことであった。

こども保育課からは、学級運営支援事業の最近の傾向として、私立施設が発達に配慮が必要な児童を受け入れており、その対応に苦慮している状況が見られるという話があった。今後は私立への支援についても考えているとのことであった。

続いて、②他機関との連携状況について説明を行う。

主任会から、あじさい療育支援センターの摂食研修に栄養士が参加し、学んだことを食育指導に生かしていたり、ひまわり発達相談センターの公開講座で学んだ知識を、担任が学級運営に利用していると報告があった。

園長会からは、民間事業所等の職員が、園での集団生活における支援の様子を見に来る機会が増えているということであった。

児童育成課からは、放課後児童会の利用にあたり、就学前の状況を所属園や保育所に確認し、連携を図っているとのことだった。また、放課後等デイサービスを利用している子どもが増えているため、放課後等デイサービス事業所との連携を取るようになっているとのことであった。また、園長会同様、民間事業所との連携が図られていることがわかった。

最後に、③発達支援施策に結びつけられる取り組みがあるかについて説明を行う。

健康支援課からは、次年度より4歳児クラスの児童に対し、5歳児健康診査を実施する予定である。就学前に、発達に課題がある子どもへのスクリーニングを行う機会が増える予定であるとのことであった。

障がい福祉課は、「放課後等デイサービスを知ろう会」を来年度も開催を検討している。公的機関との連携だけでなく、民間事業所とも連携をすることで、支援の充実に図るとのことであった。

教頭会からは、発達支援や特別支援教育に対してネガティブに考える保護者が多くなっているという報告があった。特別支援教育に対する保護者のハードルが低くなるようなやり方を模索しているとのことであった。

ひまわり発達相談センターからは、5歳児健康診査について、フォローアップ体制の一端を担うため、就学直前ではなく、就学の1年前から支援できる体制を作り、親子が安心して就学を迎えられるよう対応していく必要があるという話があった。

こども保育課からは、各園・保育所の状況を踏まえ、今後は民間事業所との連携を図ることが必要であるという話があがった。

【真鍋 健 会長】

これより質疑に入る。まずは、一覧表に記載されている全体の事業や布施会長から報告があった内容を踏まえて、それぞれの委員の立場から意見をいただきたい。施策が数多くあり、その中でも障がい・発達に課題のある子どもや、ソーシャルインクルージョンに対する項目はかなり充実している。一方で、全体像や関係性、あるいは当事者の視点というところでは、実態は様々である。強み、弱みを把握する上でも、意見や質問をいただきたい。

【早山 美生 委員】

発達支援施策一覧表の作成や関連性をまとめることなどが素晴らしい。見やすく、分かりやすい一覧表を作成する活動自体がとても素晴らしい。また、補助資料の一覧表に、意見がまとめられており、非常にわかりやすい。サポートネットワーク会議や、本会議に関わっている委員には感謝している。

5歳児健康診査の事前告知や「放課後等デイサービスを知ろう会」は、事前説明を行うことによって、理解しながら子育てを進めていくことができる。このような試みも素晴らしい。9割方成果が出ており、残りの1割はまとめたものを見ながら、自分の所属にどのような課題があるのかを、現場を見ながら確認していくことが次の段階の動きになっていく。

不登校の子どもの相談室においては、例えば、“現場を見て欲しい。”“利用している子どもや保護者の話を伝える場がもっと欲しい。”などの意見を取り入れ、施策の一環にしていきたい。

また、2点依頼したい。1点目は、ひまわり発達相談センターのパンフレットの記載について、不登校の小学生の保護者が、総合教育センターよりもひまわり発達相談センターに近いところに住んでいるため、ひまわり発達相談センターで相談することを考えたそう。パンフレットには、「18歳未満の子どもを対象としている」「小中学生の相談については、総合教育センターで受ける」と表現が分かりづらく、保護者はひまわり発達相談センターに相談してはいけないのか迷ったとのことだった。

2点目は、通常学級所属の不登校の子どもの発達支援の必要性についてである。通常学級所属の子どもも多くは、発達支援も必要としている。学校の考えとしては、“通常学級の子どもであれば登校できるようになれば良い。”という考えで終わってしまうことが多いため、その点についての指導や対応もお願いしたい。

最後に1点、2019年に文部科学省から、表記の検討が通知されている、「適応指導教室」について、変更を検討いただきたい。

【(ひまわり発達相談センター所長) 内村 幸輔 委員】

小中学生の子どもを持つ保護者が、家から近いという理由で、ひまわり発達相談センターで相談を希望することは理解できる。

今後そのような点も検討しなければならない。しかし、小中学生の子どもの相談は学校生活にかかわる内容が多いため、令和5年4月からは、小中学生の相談は総合教育センターで行うという方針が、教育委員会との合意の上で決定した。なお、高校生の相談はひまわり発達相談センターで受けている。

【(指導課 課長) 利根川 賢 委員】

校外だけでなく、校内にある適応指導教室もあり、教育相談員が支援をしている。文部科学省は、校内支援センターや校外支援センターという名前にしていくことを推奨しており、現在そのような方向で進めている。しかし、適応指導教室という言葉がかなり浸透しているので、新しい言葉が浸透していくまでに時間がかかる。今後、指導課からも各学校に伝えていく。

【真鍋 健 会長】

冒頭に全体像を出したことは非常にありがたいという話もあった。事務局並びに各部署には、一覧表を作っていく中で色々な強みと弱みが出てきている。そこをとりまとめ、振り返った立場から意見をいただきたいと思うが、まずは委員から話を伺いたい。

【川崎 洋子 委員】

意見も含めた質問となる。令和6年度第2回サポートネットワーク会議議事録補助資料で、教頭会の中から③発達支援施策に結びつけられる取り組みがあるか、の意見として、「発達支援や特別支援教育のハードルが高く、マイナスな面を抱えてしまう保護者が多い」ということで、本校に入学する子どもたちの就学前後の相談等、随分そのハードルは低くなってきたと実感があるが、現場の幼稚園としてはハードルが高いという意見だった。保護者がどのようなことを思っているのかが具体的にもう少し分かると、対策についても考えやすくなる。

【(発達支援サポートネットワーク会議会長 こども部主査) 布施 恵子】

仕事をしている保護者は、各施設での様子をじっくり見る機会も少なく、子どもの状況が捉えにくい傾向がある。支援の方法なども保護者にその都度を伝えているが、連携が図りにくく、就学も含め、保護者の捉え方もハードルが高いと感じているのではないか。例えば、子どものことを伝え、他機関の施設の説明をして時間をかけて連携を図るようにしているが、保護者自身が「ハードルが高い」と捉えてしまう。

【真鍋 健 会長】

昔に比べると大分ハードルが下がっているが、色々な支援の状況が見えにくい、わからないことが、ハードルの高さになっている。

【事務局(ひまわり発達相談センター主任指導員)橋詰 信一郎】

発達支援サポートネットワーク会議では具体的な話があまりなかった。例えば、ひ

まわり発達相談センターを案内したいが、「ひまわりをご紹介されてしまった」とショックを受けるような方もいる。したがって、ひまわり発達相談センターのリーフレットを次年度に一人一人に配布することで、気軽に行ってみようと思えるような取り組みの1つとなるとよい。児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等も利用者が増えている中で、保護者が捉える子どもと、支援者が捉える子どもの捉え方が異なっていると、スムーズに保護者に繋がっていかない。そこがハードルが高いという見方なになる。発達支援サポートネットワーク会議ではそのような協議がなされていた。

【松井 秀明 委員】

「放課後等デイサービスを知ろう会」の実施について、私も参加したが、一定の効果はあった。しかし、根本的な問題として、児童の場合、相談支援事業所がほぼない状況である。そのため、子どもに合った事業所を選べないという問題等も出てくる。また、小学生・中学生の行動障害を伴う子どもたちに対しても、ショートステイなどの利用や教育と連携するにあたり、相談支援専門員が重要な役割を果たす。相談支援専門員についての施策を設けてもらいたい。

また、障がい者地域共生協議会の中でも、医療的ケア児・重度心身障害児の問題が継続してある。これは市内において、かかりつけの病院を作ることが難しく、他市の大規模病院にかかるようになってしまう。かかりつけ医がないと事業所も増えないということもあり、保護者が自宅で医療的ケア児、重度心身障害児を見ている状況が継続している。その解決も何か良い方法などがあれば検討していただきたい。

【真鍋 健 会長】

専門職の設置の要望及び医療的なケアや重度心身障害児に対しては、しっかりとニーズを把握して、対応をしなければならない。

【(障がい福祉課 課長)北田 順一 委員】

まずは、「放課後等デイサービスを知ろう会」の実施について、一定の効果という話があったが、特別支援学級などに入る際、保護者への説明会は開催していた。かつ、そこに事業者に来てもらうことを教育委員会でも最近行っている。保護者はもとより、事業者についても特別支援学級がどのようなものかを学んでいる。そういった意味で、「放課後等デイサービスを知ろう会」に来ていただくことは非常に良い。保護者が放課後等デイサービスがどのようなところなのか就学前にわかるという点で、本当に良い取り組みである。しかし、「相談支援専門員の充実」については、障がい福祉計画にも記載されているため、引き続き検討していきたい。

医療的ケア児については、先ほど意見が出たが、かかりつけ医として、大規模病院にかかっているという結果が出ており、現在、医療機関に対して、アンケートを作成している。それぞれの医療機関の受け入れについてのアンケートで、保護者に確認していただいている段階である。課内で再度検討し、医師会等にも説明する中で医師にアンケートを実施する予定である。同様に、電源マップも作成し、情報やガイドブックを令和7年度末までにまとめたい。

【小林 伸一 委員】

教頭会の意見であった、「発達支援や特別支援教育へのハードルが高く、マイナスなことを考えてしまう保護者が多い。ネガティブな面だけでなく、ハードルが低くなるようなやり方がないかと思う」について、保護者が事業所等に子どもを預けている時間はよいが、家庭内での子どもの支援方法が見当たらない。専門機関に預けていた方が安心でき、やってくれるというのが保護者の見方。そのため、家庭の中では、ややネガティブになってしまう。そうした保護者向けに、児童発達支援事業所やひまわり発達相談センターといった専門機関がどのように支援しているか、保護者でもできるような支援をしっかりと保護者に伝え、教えるということである。長時間過ごしている家庭内での日々の積み重ねが、結局は一番である。日中どこかに預けていても、一番長く、リラックスできている家庭内で支援を少しずつ日々積み重ねていくのは保護者である。そのため、保護者に不安を持たせてしまうのはもったいない。保護者ができると思っ

【真鍋 健 会長】

子育てや生活を整える中で伸びていく部分もとてもあると聞いた。それも含めて児童発達支援ガイドラインの中にも柱として、保護者支援がしっかり位置づいている。それについて意見はあるか。

【(ひまわり発達相談センター 所長)内村 幸輔 委員】

現場の幼稚園・保育所・こども園と連携関係にあるひまわり発達相談センターとしてお伝えする。先ほど、サポートネットワーク会議の会長からも話があったが、抵抗のある保護者が減っているのは確かだが、「発達支援」や「特別支援」という響きから、抵抗がどうしてもあるという方が一部にいるというのは、ひまわり発達相談センターでも目にする。

現在巡回相談事業を行っているが、ひまわり発達相談センターには相談に行けませんが、巡回相談であれば希望する方が最近増えており、併せて、保護者相談を希望される方も増えている。小林委員が、家庭での子どもとの関わりの大切さをお話いただいたが、その通りだと思う。子どもが家庭の中で癇癪を起こしてしまう、言っても聞かないという保護者の相談に、どのように対応すればよいかを話して、適切な助言になるかという、なかなかそうもいかないこともある。巡回相談の中で、心理職が保護者の話を伺い、かつ、子どもの園生活の状況の一部を見た上で、家庭生活の中でできることを提案したり、それを園の先生にも理解して関わってもらっている。先生も子どものことを少しずつ保護者の方に伝えようとしているが、どうしても関係づくりという点で難しいという話も伺っている。巡回相談を紹介しても、希望されない方もいるので、そこは長い目で見ていかなければならない。

【小林 伸一 委員】

例えばその支援方法を、保護者もできるようにハードルを下げて、保護者も積み重ねができて確実に効果が上がることを、専門の先生方の教えを受けて家で実践できるよう、支援の仕方を悩んでいる保護者にレクチャーするなり、冊子だったり、実際現場で見ってもらったり、保護者が自信を持てることがとても大事なことである。

【川崎 洋子 委員】

特に就学前の子どもたちは個性の範疇という部分も多く、障がいの有無が疑われるが、対応を早くすれば、小学校での適応はとても良くなる。そのため、就学前後の相談支援が非常に大切であり、ぜひ充実させてもらいたく、プラスで意見や質問をさせていただく。ひまわり発達相談センターからも巡回相談という話があり、非常に大切である。私も他市で保育園への巡回相談をやっていたことがあり、やはり障がいの有無の前に、子育てに困っている保護者や先生と話して、対応を一緒に考えていくことが有効だったという思い出がある。しかし、大事なことはなかなか受け入れられない、繋がらないという点である。先ほど、質問の回答時に、「関係機関との連携」という話があった。子育て支援課は、家庭での子育てに関する支援であるが、ひまわり発達相談センターとの連携がどのようになっているのか。やはり機関の連携がないと、「うちはいいです」といった家庭になかなか介入できない、手を差し伸べてあげられない。習志野市としては、今、それぞれの機関はとても取り組んでいる。情報がどのように共有されて、連携をどのようにしているか、また、これからどのようにするのか聞かせていただくと、ハードルが低くなるようなやり方をもっと進められるのではないかと。

【早川 早苗 委員】

以前聞いたことなのだが、所属園の先生は、子どもが何か障がいを持っているか不安でも、それを保護者に伝えることは難しいのか。

【(ひまわり発達相談センター 所長)内村 幸輔 委員】

保護者は家庭の中で落ち着いて遊んでいる子どもを見ていると問題を感じにくい。そのため、集団生活の中で様子を想像しにくく受け入れ難い。保護者と先生が話す中で、「家庭ではどのような様子か」「集団ではこのような姿がある。」ということをして、現在行っている。

【早川 早苗 委員】

親が自分の子どものそうした部分を受入れることが、「ハードルが高い」のだと思う。幼稚園の先生や保育士たちが、子どものことを親に伝えながら、この子には援助や支援がいるということを、保護者にわかってもらうことがとてもハードルが高いというのは、私の周りの保護者の中でも、「自分の子に限って」「いやいや、まだ小さいから。これから幾らでも伸び代があるから。今はこうでも、もっと普通の子になれる」という思いがある。それを先生たちは経験から感じて、子どものことを保護者に伝えるのだと思うが、先ほど川崎委員も話したように、早い段階での支援が大事というのはとてもよくわかるので、話していただきたい。親の気持ちのハードルを下げるのが、非常に大変だというニュアンスであるように感じた。保護者が受け入れない限り、子どもに支援が行かないということは辛いし、既に子どもが大きくなった私たちから見れば、「そこが大事なのだ」と言いたい。おそらく学校や幼稚園の現場では、保護者が自分の子どものすべてを受け入れて、納得して支援を受けるが、そのハードルをどうにか下げていただくと、支援に回していただきたい。

【真鍋 健 会長】

一昔前までは専門的な療育機関での支援を受ければ大丈夫という価値観で進んでいたかもしれないが、いかに家庭の中でできるかが大事ではないか。その価値観を変えることを含めて進めていけるか、色々な方法で、施策も変えていかねばならない。その中でひまわり発達相談センター・こども保育課・子育て支援課などの連携がどのようになっているのか扱われていく必要があり、時間をかけてお互いのコミュニケーションを図っていかなければならない。

【鷺見 高志 委員】

私は町内会の役員だが、その立場から見ると、発達支援施策一覧の地域力の中に、町内会との関わりがあってもよいのではないか。一覧表を見ると、色々な形で「場所の提供」とあるが、町内会だと町内会会館があるので、使えるのではないか。実際私は津田沼の連合町会だが、未就学児の子ども保護者が話す場がないため、月1回町内会館を提供している。その場に高齢者相談センターの保健師の相談の場も設けている。このように、子どもたちの発達や支援のサポートに町内会も関わられるのではないか。掲示板での一般回覧として、ビラやチラシを貼っているが、そのような形で地域力の中に、町内会での一文を入れられないか。ただし問題としては、相談会に行ったときに、専門の職員がいないため、場所貸しだけでよいのか。それは次の問題かもしれない。私の立場からすると町内会の利活用ができないかというのが意見である。

【小野寺 明美 委員】

発達に課題があると、よその方に迷惑なのではないかと、外に連れ出せない。そのため、地域の方が利用してよいと温かく言ってもらえると出て行きやすくなる。たとえ専門職がいなくても、友だちに自分の子どもを見てもらったり、仲良くしてもらったりすることの第一歩に、それが近所であればなおさら良いので、ぜひどの町会でももっと会場を提供してもらいたい。子どもが少ないこの世の中で、あっても良い。子どもが突然走り出したり、突然「わー」と言ったりして、いつも「すみません、すみません」と保護者が言っており、「もうこの子と外に出るのは嫌だ」という保護者が多い中で、近くにそのようなところがあったら、そっと1人で行って遊びたいこともある。そういう場所は、大歓迎である。

令和6年度第2回サポートネットワーク会議議事録補助資料の障がい福祉課の欄、事業番号30番、具体的な取り組み内容、ヘルプマークやヘルプカードと書いてあるところだが、きらっといっぽの会で、障がい福祉課とこの1年間、一緒にポスターをつくるための話し合いをしてきた。作成中のため配布はできないが、完成したら啓発活動として配布したい。経過としては、ポスターの素案を作る際、今までと同じような内容を継承させていきたいが、習志野オリジナルなものを作りたいと、8人で紛糾し、完成したものを障がい福祉課と話し合っている。しかし、私たちは特性のある行動をとる人を見過ぎていて、先入観のようなものがあり、普通感覚といえば変だが、障がいの特性のある行動をする人と関わったことのない人が客観的に見て、何のことを言っているのかよくわからないポスターだというアドバイスをもらった。一例だが、障がいのある人の中には何度も同じこと聞く方がいる。何度も答えてあげても、また何度も聞いてくる。それは、理由があってやっているのだが、聞かれているほうはストレスである。そ

の回避の仕方も教えたいので、それをあえてポスターにしたらどうかという案を話し合っている。公共の場に貼るポスターとしては、わかりやすく、誤解のないように、みんなに理解してもらうためにということをもットーとして、たくさん揉んで発表したい。

【(障がい福祉課 課長)北田 順一 委員】

去年のちょうど今頃、きらっといっぽの会から話があり、障がい福祉課も色々な啓発をする中で、今年は大人の発達障がいのポスターを作ってみようということで、令和6年の4月から一緒に取り組んでいる。私も3回程、小野寺委員をはじめ、きらっといっぽの会のメンバーの方と侃々諤々と議論し、作成している。もともと令和3年から始まった「あたたかく見守ってください」のポスター、チラシについて、令和3年は横浜港南区のものを借用したが、令和4年、5年についてはきらっといっぽの会が市民参加型補助金を使っての発表があり、今年度については障がい福祉課と一緒にすることになった。皆が見てすっと入ってくるようなものを作っていこうと考えている。今後、あと数回差し替えをし、印刷会社に回していく。今、鷺見委員から、会館の利用という話があったため、会館に貼っても良い。よろしく願いたい。

【真鍋 健 会長】

障がいの有無で繋がって見られるところもあれば、線引きしたほうが良いなど、距離が近いとはっきりわからなくなってしまうところがある。色々な方に協力いただき、色々な方に響くものを作ってもらいたい。

今回一覧表が作成され、これだけの事業があることを確認し、理解の共有ができたので、引き続き取り組みを続けて、全体の底上げを図っていただきたい。令和7年度からさらに協議を進めていく上で、重点的に取り組んでいく分野を絞った方がよいと思うが、事務局はいかがか。

【事務局(ひまわり発達相談センター主任指導員)橋詰 信一郎】

次年度の発達支援サポートネットワーク会議から本格的に一覧表を基に協議を開始するため、真鍋会長の指摘のとおり一覧表にある事業や分野の中から特に優先順位の高い分野に焦点を当て、ポイントを絞って検討していくことが必要である。そこで提案となるが、乳幼児期の中でも学齢期に繋がる4歳・5歳・6歳の幼児期後期に注目し、幼児期後期から学齢期への接続の部分や学齢期を見据えた相談支援体制について協議できれば良い。具体的には新しい計画の番号、87の「個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実」の「乳幼児個別支援計画」や68の「健康診査の充実」の中の「5歳児健康診査」などが幼児期から学齢期に繋がる事業になる。87の「乳幼児個別支援計画」は保護者と各所属園所が個に応じた配慮のもとに作成し、支援者間の確実な引き継ぎ及び関係機関との密な連携を図るものである。就学にあたっては、個別の教育支援計画へのスムーズな繋がりが必要となる。68の「5歳児健康診査」については、事後のフォローアップ体制の一端を担うひまわり発達相談センターや子どもが所属している園所との連携は不可欠である。5歳児健康診査から、その後の継続支援、連携支援へスムーズに移行していくための課題や支援体制についても協議したい。

【真鍋 健 会長】

事務局から学齢期に繋がる4、5、6歳に注目して、引き継ぎや支援の連携について協議したらどうかと提案があったが、委員から意見はあるか。

【(ひまわり発達相談センター 所長)内村 幸輔 委員】

追加だが、先ほど協議いただいた色々な施策について、各課底上げをしていくことがこれからの課題である。しかし、各課の底上げプラス、連携をしながら充実させていくことが必要である。今事務局から説明のあった、4、5、6歳はもちろん、0、1、2、3歳のコミュニケーションの発達や保護者支援も重要であり、市では、関係する三部で連携を重視している。三部というのは、教育委員会、こども部、健康福祉部、子どもに関連する部が部を越えて、連携をしていくという体制がある。その三部がちょうど関わっているのが、小学校に繋がる4、5、6歳である。乳幼児期に必要なケアを経て、小学校に繋いでいく、小中学校9年間を大切に、繋いでいくところが発達支援施策をもっと充実させていく上で大切である。

今後、5歳児健康診査も始まるということも含め、ここをピックアップして、委員から意見を伺いたい。

【真鍋 健 会長】

補足だが、特に5歳児健康診査については、特別支援教育が始まる前、2006年、2007年頃鳥取で事業がなされており、それが国として財政支援、技術支援を行うという表明に至った。各自治体で既に行っているところもあるが、国からの支援で一気に始めているところである。習志野市もそこに手を挙げて実施する。これについても、フォローをひまわり発達相談センターだけで行うということでは到底足りない事案も出てくるので、重点的にこの場でも協議する必要がある。ここからの時間で、幼児期の後半から学齢期への移行にポイントを絞り、個別の支援計画、5歳児健康診査の話題を中心として、現状から懸念される点など、よりよい施策に繋げるための意見をいただきたい。

(異議なし)

委員からは当事者、支援者の視点でそれぞれに協議、意見をいただきたい。まずは、乳幼児個別支援計画と5歳児健康診査について、端的に説明をお願いしたい。

【(ひまわり発達相談センター 所長)内村 幸輔 委員】

先に個別支援計画について説明させていただく。乳幼児の個別支援計画から小学校に上がったときには、個別の教育支援計画に繋いでいくという、一連の個別支援計画である。毎年、少しずつ件数が増えているが、今年は特に増えており、市外の園に通っている方や民間の保育所、幼稚園も増えたため、個別支援計画がどのようなものなのか説明している。実際には保護者と、園の先生と一緒に作っていく計画であるため、保護者の願いや、子どもの苦手なところ、得意なところを書きながら、園の中ではどのように支援をしていくか先生と保護者が話し合いながら作っていく。5歳児になると引き継ぎを行うが、習志野市は、乳幼児個別支援計画と個別の教育支援計画と

様式を統一しているため、スムーズに繋がっていくところがある。実際の引き継ぎに関しては、現場の保育所、幼稚園、こども園の先生と、小学校の先生と直接やりとりをして引き継ぎをしている。

【(健康福祉課 主幹)伊藤 千佳子 委員】

5歳児健康診査の実施について当日の机上配布資料をご覧いただきたい。5歳児健康診査の実施の経過について、先程会長からもあったが、国の令和5年補正予算で、5歳児健康診査が掲げられており、全国の自治体で実施を目指すことになっている。本市においては、令和6年8月に教育委員会、こども部、健康福祉部の三部での会議が行われ、連携して協議を進めていくことを確認した。担当課である健康支援課においては、医師会等々と協議を進めて以下の方法で実施を予定していることを報告する。3. 実施方法をご覧いただきたい。5歳児健康診査は、その年度に満5歳になる子どもで、学年は年中になる。次の①②の方法で、医師による健康診査を実施する。①が園医健診で、園に所属する年中児に行う。各園では園医がおり、内科健診の中で5歳児健康診査として実施する。②が医科個別健診だが、園医健診に来られなかった子どもや園として園医健診を実施していない園に所属している子どもに対して行う。国の健康診査となるため、その年齢児すべてを対象として実施できるよう①と②の方法で実施をする形になる。②の場合には保護者と子どもが医療機関を受診する。まず、①と②いずれにおいても、必要な方は専門職による個別の相談をしていく。ひまわり発達相談センターやほとんどの子どもが幼稚園やこども園など集団に所属しているため、必要に応じて連携を行っていく。裏面、実施に向けた協力体制だが、習志野市において令和7年度は先行的に公立の園の中で、園医健診を実施する。公立私立に限らず、所属機関において5歳になる子ども全員に、個別の案内をしていく。問診票を書いて出してもらおうが、集団生活の中での気づいたことを、保護者が園から聞いたり、逆に園の方からも5歳児健康診査の機会を使って相談してはどうかというやりとりが保護者とできるとよい。また、保護者の同意があれば、各所属機関から健康支援課に連絡をもらった上で相談等を案内していくことも可能。5歳児健康診査はすべての子どもに実施していくが、もう既に繋がっている子どもについては、継続支援を行っていくことが大切である。参考「個別支援計画作成とそれに基づく関係機関のつながり」について、もともと本市の中で行う個別支援計画と、学校就学における引き継ぎという中で、新しく5歳児健康診査というツールが入る。「5歳児になったら」というところに矢印で追加しているが、学年的には年中児である。年長になる前にこの健診を受けてもらい、すべての子どもが必要な相談に繋がっていく機会が増えるという形で位置付けられるため、ご承知おきいただきたい。

【(総合教育センター 指導主事) 矢野 友香里】

個別の教育支援計画についてお伝えする。乳幼児個別教育支援計画の後、小学

校で、保護者と担任が連携をとって支援を行うため、作成をしていく。合理的配慮の観点や担任が校内でできることを保護者と面談して、さらにそれを校内全体で把握することによって、子どもたちのよりよい学校生活を送れるよう、長い目で、幼稚園等からもらったことを参考にしながら、1年生、そしてそれが中学校に繋がっていくということで作成している。また、医療機関や福祉デイサービスについても記載するところがあるため、子どもの色々な面を見て作成していく。小中学校としてはそのように活用しており、少しずつ件数も増えている。保護者も、先ほど意見のあった「ハードルが下がっている部分もある」というところに関して、個別の支援計画についてもご理解いただき、進められているのではないかと。

【真鍋 健 会長】

それでは、委員より質問や質疑等を受ける。

【早山 美生 委員】

15、6年前、サポートネットワーク会議の担当をしていた時期に、5歳児健康診査が習志野市で実施できれば発展していくことができるのではないかと、職員と話したことを思い出した。実現できることが一番嬉しい。

当時「特殊教育」から「特別支援教育」に文言も変わり、個別支援計画・教育支援計画の書式を整えていこうと検討した。現在件数が増えてきたことはとても嬉しい。

5歳児健康診査の実施について、医師による健診で、幼稚園・保育所の先生が、なかなか保護者に説明しづらい部分を医師が見てもらえるところは、ハードルが低くなる1つの助けになる。そのため、医師に普段の園での様子が伝わるとより一層、その場で診た結果の話だけではなく、参考にしてもらえる。

個別支援計画・教育支援計画について、幼稚園・保育所で作成し、裾野を広げることとはとても大事である。まず、入学したときに、年長の先生と新1年の担任が打ち合わせをして引き継いでいく。その引き継ぎの中に幼児教育のときに作成した、その子どもへの見方、幼児教育の目的というのが、「心身の健やかな発達や人格形成の基礎を築く」ことから、教育機関では、「基礎的な学力」や「思考力」、「判断力」、「豊かな人間性を育成する」という目的になる。遊びや集団生活を中心に実施してきた保育から、知識技能を重視する、教材教育あるいは、体系的なカリキュラムを実施していく小学校の学習という場面においては、目的、教師の立場が異なる。子どもを育てるという点では一緒だが、子どもへの対応や実施する中身というのは、教師の目としては小中学校の方が個の発達に視点を置きづらい。一生懸命見ているが、幼保よりは学習支援を実施していかなければならないという点で難しい。幼保から上がってきた個別支援計画を、保護者と話し合い見直していくが、実際、小学校で何ヶ月間か過ごした後、子どもの状況を見据えてからでないで、本当に良い支援計画は立てられない。そのため、引き継ぎを行った後、子どもが小学校1年生の学校生活を送るにあたり、ど

のようなところでヘルプを出し、対応したらよいかというのは、例えば1学期が終わった辺りやその都度、保護者と話し合いをしてもらう。そこで見据えていかないと、良い支援計画はできない。良い支援計画ができないということは良い対応ができないことに繋がっていくので、1年生の担任は時間のない中で大変だと思うが、市、教育委員会として支援を小学校にお願いしたい。併せて、毎年それを学年が変わるに従って見直していく。1年生の時には個別にできていたものが、2年3年と上がっていくうちに、その支援が取れていくこともあり、逆に重くなっていく場合もある。そのため、毎年度の見直し、更新をどのように行っていけば良いのかは、一人一人の教員の物の見方や支援の方法という、知識や体験には必要な項目である。

先ほどの教頭会の「ハードルが高い」というのも、保護者は、ひまわり発達相談センターや医療機関がとても重く、遠い。次に少し軽いのが巡回相談である。その巡回相談の前が園長先生や教頭先生であり、何より一番近いのは、担任の先生になる。しかし、担任の先生が「特別支援だ」と言ってしまうよりも、「家での対応をこのようにしてはどうか。」と話すことが、一番保護者の中に入っていくやすく、吸収しやすい。それを「ひまわり発達相談センターに行きなさい」と言われたら、それはハードルが高くなってしまいますので、一番の支援者である担任の先生が、特別支援の知識を持ってもらい、保護者に寄り添うことが一番ハードルが低くなっていく。小学校で言えば、教員、まず入口としては1年生の担任または情緒学級や特別支援学級の先生が、そういうことを保護者と時間をかけて話をしていく。また、私が現在行っている相談員という仕事も、「学校が行きづらい」、「クラスが嫌」、「友達や担任が嫌」などという子どもに対しては、保護者も「どうしてなのだろう」という思いがある。「うちの子は特別じゃない、でももしかしたら」という思いもあり、なるべく私は保護者ともたくさん話をするようにしている。医療機関に行ってみる、相談してみるというのは、ハードルが高い。ただ、相談員に対しては、「話を聞いて欲しい」、「家ではこうだ」という話があるので、年の功かもしれないが、なるべく保護者の家庭での困り事に対して、「このようにしてみても」や保護者が子どもの話に耳を傾けやすいように、「学校では子どもの話をたくさん聞いているが、家で過ごしている子どもの文句や鬱憤を後で私に教えてね」「子どもが好きなことを私に教えてください」など、家庭で保護者が子どもの話を聞いてくれるように仕向け、保護者が子どもを温かく見る、行動できるような話をするよう頑張っている。支援計画の作成時期や内容、担任の資質向上を考えていただけるとありがたい。

【真鍋 健 会長】

ここでは懸念事項を出すのが良い。他の委員から、特に懸念事項についてはどうか。

【田村 光子 副会長】

5歳児健康診査は素晴らしい取り組みなのでぜひやっていただき、上手くいったら良いが、各園の園医が担当するというので、共通事項を踏まえながら対応し、所見等の注意事項がどのように挙がってくるのか。3歳児健康診査では、私の子どもだと4歳児クラスの初めの方で受けており、今度は1年ごとに検査が来るので、保護者へ周知した反応がどうだったのか。また、実際に注意事項として、具体的に子どもの状況として見られるのは、例えば発達障害があり、感覚過敏があって全く歯磨きができない子が、口中全部虫歯になっている。学校に上がったときに適応できなければならないという前に、心身の状況を持っている子どもたちが非常に多くいるのは、健康支援課は保健師の対応等でわかっている。5歳児健康診査をする際に、統一の重要視している項目があれば教えてもらいたい。また、ある程度統一化して、園医によって差がある健診にならないよう、標準化していく取り組みがあるか伺いたい。

【(健康福祉課 主幹)伊藤 千佳子 委員】

5歳児健康診査は来年度開始で、まだ不十分なところもあるが現状を回答する。5歳児健康診査で、手元の資料①の園医健診で実施できるのが、令和7年度においては先行的に公立園のみとごく一部となる。ほとんどが医科個別健診で、市内の小児の健診を受けてもらえる医師に、医師会委託で行うという方式になる。これについては、国から医師向けのマニュアルも出ている。健診をしている医師すべてが発達の専門の医師ではないため、問診と、マニュアルに基づく診察項目において、すでに5歳児健診として標準化された健診内容として診察をし、心配がある場合には、相談に行くよう繋いでもらう流れになっている。1月に園長会議に出席し、公立園では実施をしていく話をしている。逆に園医実施するときには保護者が付くのではなく、健康支援課職員が同席する。園の内科健診の中で行うので、先ほど田村副会長が仰っていたように、担任や園の先生方が心配して診て欲しい子どもについての申し送りをする。診察後、事後相談を健康支援課で受けるため、内容が引き継がれるように申し送りなどをしていきたい。健診がその後の相談へつながらせる機会となるよう進めていく。

【小林 伸一 委員】

(仮称)習志野市子ども計画に基づいた、「習志野市子ども発達支援施策一覧表」の中で地域力という話がある。例えば、地域力の143番「子ども食堂運営事業者等の地域で子育て支援に色々な形で関わっている団体と連携し、支援を実施」と書いてあるが、どのような連携支援か教えていただきたい。とても興味のあるところである。

【(こども政策課 課長)奥山 昭子 委員】

こども食堂の連携だが、現在市内で10ヶ所、こども食堂を運営している事業者がある。それはいわゆる民間団体であり、市内のこども食堂を運営している団体を統括するネットワークも組織されている。例えば、千葉県では、こども食堂に対する補助金

があり、そういった事業をネットワークに情報提供したり、寄付の話もある。その活動をしている団体に、支援をしたいという団体や個人もいるため、橋渡しを行っている。今ホームページで、ネットワークの一覧表等は載せており、提供している。年末等には、フードパントリーとあって、食品を渡す団体が対応する取り組みもあるため、それに関して、こども政策課が間に入り、情報提供する方を知らせたり、学校から情報を得て知らせたりしている。

【真鍋 健 会長】

5歳児健康診査について改めて発言する。早めの支援、早めの気づきというところで、予防に繋がれば良いが、子どもたちの就学の基準を、「5歳になったら、〇〇できなければならない」と、上げてしまうとかわいそうになる。就学先の決定等も含めて、保護者の基準が上がってしまう。そこをいかに防ぐかが非常に重要である。運動課題をやるにしても、月齢によって達成度が異なる。それも含めて慎重に進めていただきたい。

習志野市として全体的なところで、発達に課題のある子ども、すべての子どもを前提として、色々な子どもに対する支援が充実している。しかし、一つ一つの繋がりが課題という面もある。そこが大分見える形になり、新しい5歳児健康診査等も含め、今回発言いただいた、色々な懸念事項、確認しなければならないこともあるかと思う。ぜひそういったところを、各部署、部局、重点を置いて進めていただきたい。必要に応じて改善等を図っていただきたい。

(5)その他(事務連絡等)

【事務局(ひまわり発達相談センター主任指導員)橋詰 信一郎】

委員の任期について。委員の委嘱任期は令和7年6月30日までとなっている。残りの期間はあるが、委員におかれては2年間、感謝申し上げます。次期委員については、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の設置要綱第3条に基づき、推薦依頼を行い、委嘱をさせていただきます。

令和7年度第1回目の会議は、令和7年7月30日水曜日を予定。時間は午後2時から4時まで、場所は、市庁舎3階のABC会議室となる。

【真鍋 健 会長】

最後に佐々木こども部長よりご挨拶したい旨の申し出があったため、これを許可する。

【こども部 部長 佐々木 博文】

委員におかれては、多忙の中、本市の発達支援施策に貴重な意見をいただき感謝申し上げます。本市では提示させていただいた、子ども、若者に関する総合的一体的な計画として、(仮称)習志野市こども計画の策定作業を進めているところである。次

期計画では基本理念を「子ども、若者の健やかな成長をみんなのやさしさを支えるまち習志野」と定め、これに基づき、引き続き特別な配慮が必要な子どもに対する支援の充実のため、様々な取り組みを進めていく。具体的な取り組み施策については、配布させていただいた一覧表に示している。資料1が現行の計画の施策であるが、本日配布させていただいた一覧表を比較していただくと、施策数もかなり増えている。これは、今日皆様と共有できた。発達支援に関わる関係者は障がいのある子どもも含め、すべての子どもに関わる子ども施策の基本理念をしっかりと理解した上で、それぞれの子ども施策の連続性を意識し、子どもや家族の支援にあたっていくことが重要であると認識している。今後も地域保健、医療、障がい福祉、保育、教育、そして地域等の関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいきたい。各委員におかれては、今後ともお力添えいただきたく、お願い申し上げます。

【真鍋 健 会長】

これをもって令和6年度第2回習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の会議を閉会する。